

第6部 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる

第6部－第3 魅力ある教育の推進

I まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
市立小学校卒業生の市立中学校への進学者数の割合	78.3%	81.1%	81.5%	82.0%

市立小学校から市立中学校への入学率を示す指標です。三鷹市の小・中一貫教育校が市民から積極的に支持されるよう、学校・家庭・地域の連携・協働により、一層の教育の充実を図り、市立中学校への進学者数の割合の増加をめざします。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
学校支援ボランティアの参加者数	7,835人	17,807人	18,000人	19,000人

コミュニティ・スクールとしての活動の特徴である学校支援ボランティアの参画の状況を示す指標です。これまでも多数の保護者・地域の方がボランティアとして様々な学校の活動に参画されていますが、今後も児童・生徒の「人間力」「社会力」を高め、安心して学習できるよう、地域との協働により学校支援ボランティアの一層の充実をめざします。

II 施策・主な事業の体系

◎: 主要事業 ※: 推進事業

1 計画等の改定と推進

(1)「三鷹子ども憲章」に基づく子ども施策の推進	※ ①「三鷹子ども憲章」に基づく子ども施策の推進 (「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照)
(2)計画の改定と推進	◎ ①「教育ビジョン2022」の改定と推進 ◎ ②「教育支援プラン2022」の改定と推進
(3)市長及び教育委員会との調整・協議による教育行政の推進	◎ ①総合教育会議の開催及び教育に関する「大綱」の策定と推進

2 コミュニティ・スクールの充実

(1)地域との連携による学校教育の推進	◎ ①コミュニティ・スクールの機能の充実 ◎ ②「スクール・コミュニティ」の創造に向けた支援組織の充実 ※ ③学校評価・学園評価の充実 ※ ④地域人財による学習指導の充実
---------------------	--

3 小・中一貫教育の推進を軸とする教育内容の充実

(1)小・中一貫教育の充実と発展	◎ ①知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実 ◎ ②効果的かつ持続可能な学園運営システムの構築 ◎ ③学園の特色ある教育活動の充実 ※ ④少人数学習集団による指導の推進と充実 ※ ⑤キャリア・アントレプレナーシップ教育の推進と充実
(2)多様な教育的ニーズに対応する個に応じた指導の推進	◎ ①教育支援の充実 ◎ ②個性や特性を最大限に発揮できる教育方法の推進
(3)学習援助と機会の保障	①学習指導員派遣事業の充実 ②外国人・帰国児童・生徒への支援
(4)幼児教育の充実	◎ ①幼稚園・保育園と小学校との連携教育の推進 ②私立幼稚園保護者への助成の継続 ③私立幼稚園への助成の充実

(5)三鷹らしい教育の実現	◎ ①三鷹教育・子育て研究所の機能の拡充と活用の推進
	◎ ②三鷹らしい教育の実現をめざす人財の育成
	※ ③優れた教育実践の蓄積と活用の推進
	④学校図書館の整備と地域開放の実施
(6)ICTを活用した魅力ある教育の推進	◎ ①学校におけるICT利用環境の整備と活用
	※ ②学校・学園ホームページの充実とウェブアクセシビリティの向上
	※ ③学校・家庭・地域間の連携の推進

4 生活指導の充実

(1)健全育成の充実	①健全育成の充実
(2)問題行動への対応	①問題行動への対応
(3)いじめ・不登校への対応	※ ①いじめ・不登校への対応

5 教育センター機能の充実

(1)教育センター機能の充実	◎ ①教育センターの耐震補強及び計画的補修工事の実施
	②教育センター機能の充実

6 義務教育での保護者負担の軽減等

(1)保護者負担の軽減等	①修学旅行、教材等への公費負担の継続
--------------	--------------------

Ⅲ 主要事業

1-(2)-① 「教育ビジョン 2022」の改定と推進

市の地域特性を活かし、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの「人間力」と「社会力」を一層育成していくことを基本的な視点におき、三鷹の教育がめざす基本的かつ総合的な構想として策定した、「教育ビジョン 2022」を改定します。教育ビジョンの推進にあたっては、毎年度、市教育委員会が定める「基本方針と事業計画」に具体的な施策・事業を示し、積極的な推進を図ります。

1-(2)-② 「教育支援プラン 2022」の改定と推進

障がいのある子もない子も学校・家庭・地域の力を得て、次代を担う人として心豊かに育っていくことを支援するために策定した、「教育支援プラン 2022」を改定・推進します。

1-(3)-① 総合教育会議の開催及び教育に関する「大綱」の策定と推進

総合教育会議は、基本構想の基本理念、自治基本条例に定める参加と協働の市政を基調とし、市長と教育委員会とが協議・調整を図り、学校、家庭、地域と共に参加と協働による教育行政を推進することを目的としています。会議を開催することで、教育ビジョン、生涯学習プランなどの基本目標の実現を図ります。

また、教育の目標や施策の根本的な方針として、教育に関する「大綱」を策定し推進します。

2-(1)-① コミュニティ・スクールの機能の充実

コミュニティ・スクール委員会の機能の充実を図り、保護者・地域住民の意向が学校運営により一層反映されるよう取り組みを進めます。また、コミュニティ・スクール委員会による学校関係者評価により、学園・学校の教育活動の成果を検証し、絶えず改善につなげられるよう学校の PDCA サイクルを確立します。地域人財の参画を促進し、学校支援ボランティアの一層の拡充を図り、地域ぐるみで学校を支援し子どもたちを育む活動の推進、家庭・地域と一体になった学校の活性化をめざします。

2-(1)-② 「スクール・コミュニティ」の創造に向けた支援組織の充実

コミュニティ・スクールを支える学校支援者の組織化を支援するなどして継続的かつ安定的な学校支援の条件整備を進めるとともに、地域との協働をより一層進め、学校を拠点とした地域活動の活性化を図ることにより、学校を核としたコミュニティづくりを促進します。

3-(1)-① 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実

学校教育では9年間の小・中一貫教育の中で、学びの連続性と系統性を明確にした三鷹市の小・中一貫カリキュラムによる学習指導を推進し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、課題の解決に向けて主体的・協働的に学習に取り組む意欲や態度を育みます。また、「三鷹『学び』のスタンダード」の取り組みをとおしてさまざまな教育活動を充実させ、より一層「人間力」「社会力」を身に付け、知・徳・体のバランスのとれた児童・生徒を育成します。学力の向上、理数教育の充実、外国人指導者の活用と教員の指導力向上による外国語教育の充実、情報モラル教育の充実、人権教育・道徳教育の充実、安全教育・防災教育の充実、健康教育・食育等の推進により、9年間の教育内容を充実させ、確実に学習内容の定着を図り、三鷹の子どもたちの学びのより一層の充実を図ります。

3-(1)-② 効果的かつ持続可能な学園運営システムの構築

「三鷹市立学校 小・中一貫教育の推進に係る実施方策」に基づいて、小・中相互乗り入れ授業を含めた学園内の教職員の交流、異校種への配置等、効果的な指導交流を実施するなど、これまでの実践を踏まえ、小・中一貫教育校として一体感のある、より効果的かつ持続可能な学園運営ができるシステムを構築します。

3-(1)-③ 学園の特色ある教育活動の充実

学園長、校長の学園・学校経営力を高め、自律的な学園・学校経営をコミュニティ・スクール委員会や学校運営協議会と協働で進める体制をより一層整備します。また、学園の教育計画に基づく各学校の教育課程の編成を通して、特色ある学園・学校づくりを推進します。

3-(2)-① 教育支援の充実

国の動向や「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」に基づく特別支援教室の導入を踏まえ、三鷹市のこれまでの実績に基づき、一人ひとりのニーズに応じた合理的配慮を踏まえた固定制・通級制の教育支援学級の設置のあり方を検討するとともに、子ども発達支援センター（仮称）との連携を図りながら、教育支援の充実を図ります。

3-(2)-② 個性や特性を最大限に発揮できる教育方法の推進

児童・生徒のもてる能力を最大限に引き出し、一人ひとりの個に応じた指導の充実を図るために、多様な教育方法を取り入れた指導に取り組めます。

3-(4)-① 幼稚園・保育園と小学校との連携教育の推進

小学校入学前後の移行期を円滑で実り多いものにするため、「幼稚園・保育園と小学校・学童保育所等との連携地区連絡会」の充実を図り、連携事業を推進します。具体的な連携事業については、子どもと保護者の不安に応えるため、園児の学校体験・学校行事への参加や学校給食体験などを行うとともに、保護者のためのガイドブックの配布などを行います。また、連携地区連絡会を通して研修の実施や情報交換・交流を促進し、連携の強化を図ります。

3-(5)-① 三鷹教育・子育て研究所の機能の拡充と活用の推進

市、市教育委員会、三鷹ネットワーク大学推進機構の三者で共同設置した「三鷹教育・子育て研究所」を活用し、三鷹市の教育及び子育て支援のまちづくりに資する調査研究事業や人材育成事業

の積極的な展開を図ります。また、「三鷹教育・子育て研究所」の機能の拡充について検討を行います。

3-(5)-② 三鷹らしい教育の実現をめざす人財の育成

三鷹市の教育理念である「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」の意義を理解し、意欲ある教員を育成するため、「三鷹市立学校人財育成方針」に基づいて教員の資質・能力の向上をめざしたキャリア支援と研修プログラムの充実を図ります。また、三鷹ネットワーク大学推進機構と連携し、「教師力養成講座・錬成講座」等を実施するとともに、学校教育活動への支援者を養成するための研修・講座の充実を図ります。

3-(6)-① 学校における ICT 利用環境の整備と活用

教育活動・内容の充実を図り、児童・生徒が主体的・協働的に課題解決に取り組む学習を推進するため、その一つの有効手段として、ICTを活用した授業モデルを研究し、活用事例の共有を通して市内すべての小・中学校での実践につなげます。また、ICT の効果的な活用に向けた教職員研修や授業研究を推進する中で、ICT機器の拡充に向けた検討を行います。

5-(1)-① 教育センターの耐震補強及び計画的補修工事の実施

学校教育の充実と振興を図るために昭和 55 年に設置した三鷹市教育センターについて、耐震性の確保、施設機能の維持及び消費エネルギーの削減を図るため、耐震補強工事及び計画的な維持補修工事を実施します。

IV 推進事業

2-(1)-③ 学校評価・学園評価の充実

学校及び学園のマネジメントサイクルが継続的・持続的に展開されるように学校評価・学園評価の活用を図り、コミュニティ・スクールとしての地域や保護者のニーズをよりの確に把握し、学校・学園の改善に活かしていく仕組みを整えます。

2-(1)-④ 地域人財による学習指導の充実

児童・生徒に学習内容を定着させ、学力の向上を図るために、学生ボランティア等の積極的な活用を進めます。また、地域人財の育成のために学校支援者養成講座の充実を図り、保護者等による授業サポート等の支援体制や、専門性の高い市民の知識・経験を様々な教育活動において有効に活かす仕組みづくりを推進します。コミュニティ・スクールの機能を十分に活かし、児童・生徒が様々な大人と関わる機会をととして、「人間力」「社会力」を育成していきます。

3-(1)-④ 少人数学習集団による指導の推進と充実

地域の人財、環境を活かした教育活動や、小・中一貫教育校ならではの児童・生徒の交流活動などを推進するとともに、これまで市で推進してきた少人数学習集団による指導等、指導方法の工夫・改善をより一層すすめて、学園の特色ある教育活動の充実を図ります。

3-(1)-⑤ キャリア・アントレプレナーシップ教育の推進と充実

コミュニティ・スクールの特性を活かし、地域の多様な大人と出会う機会の充実を図り、児童・生徒が望ましい勤労観・職業観と「人間力」「社会力」を身につけられるようキャリア・アントレプレナーシップ教育(注1)の推進・充実を図ります。

(注1)キャリア・アントレプレナーシップ教育: チャレンジ精神や創造性を発揮しながら、新しい価値と社会を創造していこうとする起業家が持つような意欲と能力を養うアントレプレナーシップ教育に、勤労観・職業観とともに自己の個性を理解し、主体的に将来を選択していく態度を育むキャリア教育と合わせて実施する教育のことです。

3-(5)-③ 優れた教育実践の蓄積と活用の推進

市立小・中学校での優れた教育実践を各学校や各教員が共有し、さらなる教育活動の充実を図るため、市指定の研究奨励校や研究協力校、各学園の研究組織、そして三鷹市立小・中学校教育研究会等と連携し、教員用ネットワークを活用して研究成果のライブラリー化を進め、各学校での活用を推進します。

3-(6)-② 学校・学園ホームページの充実とウェブアクセシビリティの向上

3-(6)-③ 学校・家庭・地域間の連携の推進

学校及び学園のホームページは、学校・家庭・地域間の情報共有基盤として重要な役割を担っていることから、その内容の充実とともに、迅速な情報提供を図るため、平成 25 年度に学校及び学園のホームページ用コンテンツマネジメントシステムの更改を行いました。新システムは、誰もが使いやすいホームページをめざして、市ホームページと同様にウェブアクセシビリティに関する JIS 規格に基づき設計されたシステムを採用しました。これらのシステム面の機能向上と併せて、引き続き教職員等の研修の充実などの取り組みを進めます。また、地域 SNS の利活用の推進など検討・調整を行うとともに、平成 27 年度に導入した小・中学校緊急時等情報配信システムの活用により、学校・家庭・地域間の連携を推進します。

4-(3)-① いじめ・不登校への対応

いじめは深刻な人権侵害との認識に立ち、「三鷹市いじめ防止対策推進条例」及び「三鷹市いじめ防止対策基本方針」を踏まえ、いじめや不登校の未然防止・早期発見・早期対応の充実を図ります。教員の指導力の向上と学校の組織的・計画的な指導体制の整備、関係機関との連携の強化に取り組むとともに、教育相談体制の充実を図り、9年間の小・中一貫教育において継続的・系統的な指導を展開することで児童・生徒の健全育成を推進します。